

申告相談受付日程表〈地区自治会(旧行政区)別会場割当表〉

会 場	受付月日		午前 申告相談時間(9時～)		午後 申告相談時間(13時～)	
	曜日		※整理券配布開始時間は8時00分		※午後の受付は14時30分まで(厳守)	
	※割当された日時に都合の悪い方は、他の日時に相談してください。 ※午前の相談上限人数に達した場合、午後の相談になる場合があります。 ※午後の整理券配布は11時から行いますが、午前の相談状況により、11時よりも早く配布を開始する場合があります。					
鳴瀬保健相談センター (市役所鳴瀬庁舎) 3階 会議室	2月	13日	金	宮戸(月浜、室浜、大浜、里北、里南)・亀岡地区(亀岡西、亀岡東、新町)	小野上地区	
		16日	月	往還地区(往還上)・平岡	往還地区(往還下)・新道町内会(小野下)	
		17日	火	根古地区・新田地区・浅井地区・東名地区(東名、新東名)・大塚	高松地区・西福田地区(西福田上、西福田下、肘曲)・上下堤地区・川下地区・中下区	
		18日	水	野蒜ヶ丘一丁目・野蒜ヶ丘二丁目・野蒜ヶ丘三丁目	割当された日時に申告できない方	
		20日	金	赤井駅前(南四、南緑)	南新町地区(南新一、南新二)	
		24日	火	柳区(柳上、柳下)	柳西地区・柳北	
		25日	水	南西地区(南六)・南川前地区(南三、新川前)	南西地区(南一、南二、南五)	
		26日	木	上区(照井)・下区(横関、八幡、裏)	上区(御下)・中区(寺、中東、六槍)	
	3月	27日	金	横沼地区(横沼西、横沼東)	横沼地区(横沼一、横沼二)	
		1日	日	割当された日時に申告できない方(給与収入の申告をされる方に限る) ※受付時間は正午まで		
		2日	月	小分木・大曲地区(貝田、荷場)	大曲地区(貝殻塚一、貝殻塚二)	
		3日	火	大島・裏沢(裏一、裏二)	五味倉地区・上納地区	
		4日	水	表・塩入	大塩地区中・小松台	
		5日	木	下町一・南浦官舎・谷地地区	大溜地区(大溜、東大溜)	
		6日	金	下浦・下小松地区・あおい一丁目地区	あおい二丁目地区・あおい三丁目地区	
		9日	月	関の内三・作田浦	関の内西(関の内一、関の内二)	
東松島市役所 南庁舎2階 (矢本庁舎駐車場東側の1階が 車庫となっている建物です)	10日	火	上町東地区(上町二、上町三)・下町二区五区(下町二、下町五)	下町三、下町四地区、手招		
	11日	水	上河戸若葉(上河戸二、若葉)・上小松地区・沢田(沢田、前柳)	三角公園(駅前、上町一、北区官舎)・鹿妻(鹿妻一、鹿妻二)		
	12日	木	河戸(河戸、上河戸一)	河戸(上河戸三、上河戸四)・立沼地区・小松南地区		
	13日	金	道地地区・前里	四反走地区(四反走、西新町)・二反走		
	16日	月	割当された日時に申告できない方			